

産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和7年3月5日（水）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館 6階604会議室

3 事 件

議案第30号 三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）

議案第31号 三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第32号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第35号 市道路線の認定及び変更について

所管事務調査 下水道施設の管理状況について

4 出席委員 鈴木深由希，小田伸次，保実治，横光春市，掛田勝彦，細美克浩，竹田恵

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【産業振興部】児玉産業振興部長，松本農政課長，宮本農村整備係長，原田農林振興係長

【建設部】濱口建設部長，熊谷都市建築課長，行政土木課長，賀谷土木技術担当課長，秀吉下水道課長，山田建築指導係長，藤井管理係長，土井管理係長，近藤建設係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 それでは定刻となりましたので，これより産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので，委員会は成立しております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は，すでにお示ししています委員会審査次第のとおりであります。

本委員会に付託されました4議案について，説明を受けた後，質疑を行い，直ちに採決を行います。なお，質疑に関しては，明瞭かつ簡潔にお願いいたします。

それでは，議案第30号三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）の審査を行います。

産業振興部の説明を求めます。はい，児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 はい，皆さんおはようございます。それでは，議案第30号三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）についてご説明申し上げます。本案は、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る分担率の上限を定めるため，関係条例である三次市分担金条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は，第2条の表中，災害復旧事業に，農地災害復旧事業については，当該工事費，農地復旧限度額超過分を除く100分の5以内とし，農業用施設災害復旧事業については，当該工事費の100分の2以内とするを追加するものです。この分担率の上限を定めることで受益者に，分担金の概ねの目安を示すことができるようになり，災害復旧事業として，国へ申請するかどうかの判断がしやすくなるものでございます。説明につきましては以上です。よろしくご審査の上，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいま，議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行い

ます。質疑のある方の挙手をお願いします。はい、細美委員。

○細美委員 すいません。ちょっと1点ほど教えてください。農地については5%、農業施設については2%ということで、非常に申請者の方も申請しやすくなったんだと思われますけれども、限度額が、農地の倍あると思うんですけど、ここに書いてある農地復旧限度額を超えた場合は、自己負担ということで示されてますけど、これ昔から変わってないんですけども、もし、畑の場合、特に限度額が出ると思うんですけども、申請者に対して、100万円の工事費で、50万円の負担が限度額があった場合、結局、50万円しか対象にならないといったときに、申請者にはどのような説明をされるのか。要は、その工事を100万円に決めるのに、事前に職員が行って測量して、大まかな限度額を出すのか。それとも一旦は業者へ頼んで、正式な資料が出て、その申請を出してもらうようにするのかっていうところ、その判断をどのようにされるのか教えていただきたい。

○鈴木委員長 はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 所有者の方についての説明ですけど、こちらは現地調査をさせていただいた段階で概算の方を、市の方で算定しますので、その金額をもって説明をさせていただいてるということでございます。

○鈴木委員長 はい、細美委員。

○細美委員 はい、了解しました。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。はい、掛田委員。

○掛田委員 すいません。ちょっと間違ったことを言うようだったら、また訂正も含めてお伝えしていただいていいんですけど、結局、この割合の上限を定めて受益者と市町村が災害復旧事業を国に申請するかどうかを決めやすくしたものだこう思っておりますけども、国、市町村、受益者の負担割合を正確に示すことによって、以前だったら、そこが曖昧になっているから、申請に躊躇されるケースが結構あったのかどうかですよね。これによってその申請に対する判断っていうのが、割とできやすくなっていくのかどうか、そのあたりのところで、今、これから含めてご説明いただければと思います。

○鈴木委員長 はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 これまでの制度でいきますと国の補助の残りのですね、50%を受益者が、残り50%を市の方で負担するというようにしてございました。この国の補助率というのが、基準があって、その後に増工申請等もしたり、激甚災害になれば、また、さらに、かさ上げがあるということで、なかなか国の補助率が、最終的に決まるのが、査定を受けた後ということになりますので、この補助残の残、半分を負担していただく場合に、なかなか幾らになるのかというところは、なかなか示せないということで、これまでも過去の実績から受益者の方につきましては、概ねということで、農地であれば事業費の10%、施設であれば事業費の5%程度にはなるでしょうというようなお話をしておりました。

その中で、今回、上限額を定めさせていただくことによって、農家の方にとっては、概算とはいえ、かなり実際に近い金額の負担が見えるということで判断に繋がりやすいと考えております。これまでも、なかなか、災害復旧を申請するかどうか悩まれていた方もおられますし、金額によって

は、災害復旧を見送られる方も、これまでも、おられたというところではございますが、今回の改正によります、スムーズな災害復旧につなげていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 他にないようですので、以上で議案第30号に係る質疑を終了いたします。

それでは、次に、議案第31号三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)の審査を行います。産業振興部の説明を求めます。はい、児玉産業振興部長。

○児玉産業振興部長 議案第31号三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。

本案は、三良坂のぞみが丘生産物直売所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、第2条の表中、三良坂のぞみが丘生産物直売所の名称及び位置を削るものです。

施設の概要についてご説明申し上げます。お配りしております資料をご覧ください。

本施設は、江の川総合開発事業に係る地域住民の生活再建事業に関連し高齢者の就労及び生活改善並びに地元農家が生産する農産物の販売促進、高齢者の生産販売活動の向上及び地元農業の活性化を図ることを目的に、平成8年度に整備したものです。施設は木造平屋建て延べ床面積は60㎡、敷地の面積は861㎡となっており、市の所有となっております。令和6年12月に地域住民で組織する農事組合法人はいつかから、施設譲渡の要望がありましたので、この度、施設を譲渡しようとするものです。なお、敷地につきましては、無償で貸し付ける予定としております。説明は以上となります。よろしくご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。はい、竹田委員。

○竹田委員 提案の方はわかりました。要旨の中にある公園のことについてですが、また資料の上空から見た資料もいただいておりますけども、この公園が、今後、地域共創部で管理する公園ってのはどこら辺の範囲になるか教えていただけますでしょうか。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 この図面でお伝えすればいいですかね。直売所というのが、赤で囲ったところがあって、この土地建物を譲渡と無償貸付けなんですけど、その右側にあるビニールハウスが建ってますよね。その右側です。その右側に囲ったところが、今回、農政課が所管していた公園ということなんですけど、これを所管換して、地域共創部のまちづくり交通課へ移して、まちづくり交通課が他の公園と合わせてこちらの方の営農組合等の方へ委託契約を結んでもらうということで、これまでの農政課の方で、今の直売所とあわせて委託契約をさせていただいていたんですけど、もう直売所自体の本体がもう農政課の方からなくなりますので、便宜上というか、地域にとっても1ヶ所で契約していただいた方が、農政課と地域共創部の方で別々の公園で契約するよりは、もう一本化にしてということで、今回、地域共創部のまちづくり交通課の方で、一本にさせていただいたということになっております。

○鈴木委員長 確認させていただいてよろしいですか。

今の説明で、公園のハウスの下の方への右側っていう、ちょうど真四角のようなところですか。

○松本農政課長 そうです。はい、直売所の右側です。

○鈴木委員長 はい、小田副委員長

○小田副委員長 ということは、この赤で囲んであるところは、のぞみが丘の方で管理をしてもらうということで理解していいのですか。赤の囲んであるエリアです。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 赤の方のところがですね、農事組合法人はいつかの方で管理をしていただいて、右側については、農事組合法人灰塚になるか、のぞみが丘営農組合というのが、もともと農事組合法人はいつかの前に、今年までは、この直売所はのぞみが営農組合が受けられています。

ちょっと、ややこしいんですけど、ただ、団体的には、営農組合はいつかも構成員がほぼ一緒ということで、昔、営農組合をつくられてそのあとに農事組合法人を立ち上げられています。大体構成員がかぶってるということで、団体的には、今、二団体はあるんですけど、残されておまして、今後、農事組合法人はいつかの方で受けられるか、のぞみが丘営農組合の方で、受けられるかというところはちょっと地域共創部との方の関係で、またどちらかで、公園の方は管理委託契約をされるということになります。

○鈴木委員長 小田副委員長

○小田副委員長 赤い部分で囲まれとるとこは、もう市は管理しませんよっていうことは間違いなことですよ。どこが管理するかは別問題として。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。当然建物の方につきましては、もう譲渡しましたので、廃止されるときには地元でもう崩していただくということになります。土地については無償貸付でありますので、売却したり譲渡はしていませんので、また、その目的で更地にされたときは、市の方へ戻していただく貸付を解除するということになります。管理は下も合わせて、農事組合法人はいつかがされます。他に、質疑はありませんか。はい、横光委員。

○横光委員 耐用年数が22年ということになっておりますが、適化法的にも22年で理解していいんですか。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本農政課長 耐用年数内の、適正化法も当然22年で国の補助金を受けておりますので、これは間違いございません。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。掛田委員。

○掛田委員 ちょっと確認なんですけど、生産物直売所は、直近まで利活用というか活用されてたという実態があったんですか。もし、されてないということであれば、普通財産の方へ移行するスピード感を持ってやっていくってこともあったんじゃないかなと思うんですけどその辺りどうなんですか。

○鈴木委員長 松本農政課長。

○松本課長 これまでは、運営当初は、週2回、農産物を直売所で販売をされておりました。約28

年経ちますけど、これまでは水曜日と土曜日に、週2回稼働されていましたが、徐々に生産者の高齢化とかもありまして、他の直売所もできたりして、大体10年前までは、週1回にだんだん減ってきて、コロナになって、もう本当に年に数回になって、コロナ以降はもう稼働していないような状況です。

今後は、地域のための活性化のために組合農事組合法人の方で使って、子供の居場所づくりであったり、高齢者の方の居場所づくりにも活用していきたいということで、提案をいただいているところでございます。

○鈴木委員長 掛田委員。

○掛田委員 はい、ですからスケジュールといいましょうか、普通財産に行くまでの段階的な経緯というものを考えたときに、今の提案というのは、いわゆる誰もが理解できるようなスピード感の中で、今日こういう提案に至ったというようなとらえ方でいいんですかね。

○鈴木委員長 はい、松本農政課長。

○松本農政課長 もう少し早めに、コロナ以降、市の方も実態がほとんど活用されてなかったということでございますので、そこは早めに地元の方等の協議を進めて、早く譲渡をもう少しすればよかったというところは、市のほうも反省はさせていただいてですね、もう少し早めにできたんじゃないかということはある、今後の対応としては、迅速にやっていくということでしていきたいと思っています。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。はい、他にないようですので、以上で議案第31号に係る質疑を終了いたします。産業振興部の皆さんありがとうございました。

それでは次に、議案第32号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）の審査を行います。建設部の説明を求めます。はい、濱口建設部長。

○濱口建設部長 委員の皆様おはようございます。議案第32号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてご説明申し上げます。

1の提案理由につきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物省エネ法、建築基準法の改正がされ、令和7年4月1日から原則すべての新築建物で省エネ基準への適合が義務化されます。これにより、建築確認申請において、省エネ基準に関する審査が新たに必要となり、加えて、申請申請が必要な建物の範囲についても拡大されます。そのため、新たに発生する手続きなどについて、手数料区分を整理するとともに、増加する審査内容を反映した手数料に改正を行うものです。

2の提案内容の要旨につきましては、今回の改正により影響を受ける手数料について、改正、新設、廃止に分けて表示しています。

3の背景ですが、まず1のすべての新築で省エネ基準適合が義務化されることについて説明します。①省エネ適合性判定手続きが必要になりますが、②使用基準で評価する場合、省エネ適判は不要です。図を見ていただきますと現行では、届出義務、説明義務でよかったものが、改正ではすべて適合義務となっています。

次に、2の木造戸建て住宅の建築確認手続きなどが見直されることについては、①建築確認の必

要な対象範囲が拡大され、②審査省略の対象範囲が限定されます。

さらには、③構造・省エネ関連の図書などの提出が必要になります。

下の図ですが、今までの4号建築物が、新2号建築物と新3号建築物に再編されることを示しています。都市計画区域内において、延べ面積200㎡以下の木造平屋建て住宅は、新3号建築物となり、これまで同様、都市計画区域内では、建築確認申請が必要ですが、都市計画区域以外では建築確認申請が不要です。一方、木造2階建ての住宅は新2号建築物となるため、都市計画区域の内外にかかわらず建築確認申請が必要となります。

次のページをご覧ください。3の木造戸建て住宅の壁量計算などの見直しについては、木造建築物における省エネ化などによる重量化に対応するため壁柱の構造基準が見直されました。

建築物に必要な壁量について、床面積と係数による算定から算定式か早見表により確認する方法に変わります。また、柱の径のうち最小のものについても、階の高さと係数による算定から算定式や早見表により、確認する方法に変わります。4の適用日については令和7年4月1日となっています。

今回の改正は、令和4年に建築物省エネ法の改正が公布され、令和7年4月1日から、原則すべての新築住宅、非住宅に省エネ基準適合が義務づけられることが決まっていたもので、国土交通省においては、約3年前から建築業界などへの周知を図られています。

最後に、標準的な住宅の申請に関する手数料の試算についてご説明させていただきます。

延べ面積110㎡、二階建ての1戸建住宅のを例に手数料の試算をしています。建物を新築する場合の手続きは、確認申請、中間検査、完了検査があります。改正後パターンをご覧ください。改正後Aパターンは省エネ審査なしで、適合証が必要な場合ですが、現行では5万2,000円のところが3万5,000円増の8万7,000円になります。このパターンでは、省エネに関する審査は、三次市以外で取得される必要があります。

次に改正後、Bパターンは省エネ審査がありで、使用基準により申請された場合ですが、現行と比べて5万5,000円増の10万1,000円になります。

最後に、改正後Cパターンは、省エネ適合性判定ありで標準計算で申請された場合ですが、現行と比べて7万9,000円増の12万5,000円となります。

最近の住宅は、太陽光パネルを屋根に載せたり、トリプルサッシを取り付けたりと重量化しています。今回の手数料改正は、重量化しても、地震に耐えられるように強く長持ちがする住宅を建築していただくための建築基準法の改正に伴っての審査にかかる手数料改正です。建築基準法改正の影響としては、コストアップと建築確認の審査に時間を要することになるため、建築の工期が延びることが懸念されますが、これらの影響も安全な住宅を建築していただくために必要なものと考えています。今年度は、建築業者向けに、建築基準法と建築物省エネ法に関する説明会を2回開催しています。今後、具体的な手数料額などについては、本議案を議決いただいた後、速やかに周知を図っていきます。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいま、議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。はい、細美委員

○細美委員 すいません。ちょっと1点教えてください。大規模なリフォームっていうのは、床面積何㎡ぐらいを見据えておられますか。ていうのが、これ200㎡以下とか、以上というところがあるんですけど、そこが判断基準なのかなと思うんですけども教えてください。

○鈴木委員長 はい、熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 大規模なリフォームとはどの程度なのかという質問に対してですね、大規模なリフォームとは建築物の主要構造部、壁、柱、床、梁、屋根、または階段が主要構造物でありまして、その1種類以上について行う過半面積が改修と位置付けております。壁でありましたら総面積に占める割合とか、柱とか梁については総本数に占める割合、床、屋根については水平投影面積に占める割合、階段については、その階ごとの総数に占める割合が50%以上と定めております。その微妙なところについては、また、相談を受ければ協議して参りたいと考えております。

○鈴木委員長 細美委員。

○細美委員 床の200㎡という面積は関係ないということですか。

○鈴木委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 今回のこの手数料改正については、新築及び増改築が対象になります。

このリフォームについてもこの対象にはならず、大規模リフォームについては、先ほど申しました50%以上の改修が対象となります。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。掛田委員。

○掛田委員 ちょっとすいません。私も教えていただきたいことがあるんですが、今回の議案というのは、建築基準法であるとか省エネ法ですね、この改正というものが前提にあつての受益者負担を一定量負担していただくというものだと思うんですね。ですから、この改正以前というのは、省エネ関係で建築物も随分増えてきていたと思うんですけど、その手続きなんかで、自治体が負担するというような経費があったのかどうなのかということなんですね。そういうものは、一切なかったってところで本当に法改正に基づいて、こういう対象の建築物を建てられた方に対しては、新たな受益者負担をお願いするというようなものなんですか。

○鈴木委員長 はい、熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 現行では、この説明資料の3番、背景の1番、に記載していますこの省エネ法、省エネ基準適合が、今までは、小規模のところは説明義務という位置付けで、審査対象になっておりませんでした。これは、施主と設計士の判断と責任において進められていたと。今回の省エネ法の改正によりまして、省エネに関するところの審査も改正して、増やしていくということで、手数料条例を新たにいただくようになりました。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。竹田委員。

○竹田委員 はい、2点ほど教えていただければと思います。これをいただいたときに、周知期間について疑問に思ったんですけど、説明の中で令和4年から周知をしているということを聞きましたけれども、しっかりとこの4月1日までも、そして4月1日以降もこの周知は必要だというふうに思っていますけれども、それについての考え方をお伺いしたいということが1点と、それと急激に手数料が上がっていくことの中で、確認なんですけど段階的な手数料の運用というのは、その猶予も含め

であるのかどうなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○鈴木委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 この改正に基づく周知についてなんですが、これは3年前から法改正はされてきましたけども、その具体的などころが、じゃあどこの部分がどう変わるのかっていうのが、まだ示されていないというか、あやふやなところもありましたので、今年度に入りまして、県も全国での法律の改正でありますので、それは国の方からのアナウンスも含めて、いろいろ、各行政庁にしても情報収集しながら、説明をしてきたところでございます。国からの説明会のY o u T u b e放送とか、各説明会等々、全国で行われてきまして、広島県においても各特定行政庁の自治体において説明会も開催して、三次市では12月と2月の2回、説明会をこれは県、施工業者とか、建築士を対象にさせてもらっていました。住民に対しては、まず、手数料条例じゃないところの、こういう改正がありますというところでは、8月のケーブルテレビのサブ放送の方で示して、ホームページの改正は、9月に行っております。

今後、また、法が改正されて、施行後も引き続き、どういう周知をしていくかというところについては検討しまして、全国が対象なので、その動向を見ながら、また、変更を検討させていただきたいと思います。手数料の段階的な増加については、これは、今、三次市で示してる手数料案については、県と同じにしております。この県の手数料に合わせた理由としましては、三次においては同一の地域において、建物の規模に応じて申請窓口が特定行政庁と行政庁の違いで、三次市または広島県となるものがあります。同様に、法律に基づく手続きであって統一的な運営を図るために、広島県の手数料体系にそろえて金額を設定しています。今までも、これまでの手数料についても、広島県と同様の手数料に設定しましたので、今回も混乱を招かないように、県の手数料に合わせて設定しました。その中でも、段階的に手数料を上げていくことはしておりません。

○鈴木委員長 はい、小田副委員長。

○小田副委員長 今の関連で県の手数料に合わせるの理解したんですが、ということは他市町では三次市とは違う料金を当てはめていることも当然あるということですよ。高かったり、安かったりということはあろうけども。

○鈴木委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 はい、県内の県も含めた特定行政庁で料金を設定されます。北部建設事務所管轄で言えば、安芸高田市、庄原市、三次市の300㎡を超えるものについては、北部の方で県自体の手数料で設定しております。その他の広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、福山市の特定行政庁は、それぞれの手数料を設定するように聞いております。

ただ、それを幾らにするか、安い高いかについては、今の段階では把握しておりません。

○鈴木委員長 小田副委員長。

○小田副委員長 現状はどうか。

○鈴木委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 三次市以外の特定行政庁における審査手数料の現状については、今、手元に資料がないので申しわけないんですが、改正をもとに、4月以降の手数料の設定については、東広



島市、呉市以外は県の単価に合わせるというふうに聞いております。すいません。現状については把握しておりません。

○鈴木委員長 小田副委員長

○小田副委員長 何で聞いたか言うと、三次で建物を建てたら、よそよりもお金が余計かかったと言うことなんか、安く建てたということなんかというのが気になったんで聞いたんで、他市の動きというの、今後はしっかりと把握して欲しいなというふうに思いましたんで、言わせてもらいました。今回の条文がおかしいとかいうことは一切ありませんので、それと、もう1つちょっと聞きたかったのが、適用日が今年の4月1日からということなんで、それは3月31日まで書類が出たその日にちはOKということになるのか、確認申請が進むのがそこなのかそこだけ教えてください。書類の出た日にちでOKなのかどうか。

○鈴木委員長 熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 今回の法改正に伴う手数料条例の改正については、この適用は4月1日以降の着手に関することでございます。3月までに建築確認済証を発行しておいても、4月1日以降の着手であれば、新しい新基準で確認申請をとってもらようになります。

その理由としましては、今まで3月までに、建築確認を必要としない都市計画区域外については、建築確認の申請が必要でなかったところが、4月1日に着手したということになれば、検査等々ができないということになりますので、4月1日以降の着手に関わるものが、今回の改正が審査内容と手数料に関連するものでございます。

○鈴木委員長 山田建築指導係長。

○山田建築指導係長 手数料の適用につきましてですが、手数料の徴収自体は4月1日からの申請になろうかと思えます。審査の基準の適用につきましては、先ほど課長申しましたように、着工日が、いつか、審査については着工日を基準として審査をいたします。

ただ、手数料条例の施行日は4月1日としておりますので、4月1日の申請からの徴収になるということでございます。

○鈴木委員長 小田副委員長

○小田副委員長 はい、要は確認として、今の部分のそこで手数料をいただくのと、着手のその検査というのは、若干、ずれることがあるっていうふうにとらえていいですね。

○鈴木委員長 山田建築指導係長。

○山田建築指導係長 はい、審査の開始する時期と、その手数料徴収の時期は、若干ラグが生じるということになります。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。横光委員。

○横光委員 増築の場合にはどうなるんですかね。例えば、増築して200㎡を超えた場合は、第2号の建築物ということになるのか。

○鈴木委員長 山田建築指導係長。

○山田建築指導係長 はい、増築した後に、いわゆる200㎡を超えて、新2号という分類になった場合は確認申請が必要になります。都市計画区域外においても確認申請が必要となります。

○鈴木委員長 はい、横光委員。

○横光委員 その場合は増築部分の確認申請なんか、全体的な確認申請になるかということ、どうなんでしょうか。

○鈴木委員長 山田建築指導係長。

○山田建築指導係長 はい、建築基準法の適用につきましては、一体で敷地単位で、基準法の適合しているかどうかを審査いたします。省エネ法につきましては、この度の改正で増改築部分についての適合でよいという改正内容になっております。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。他にないようですので、以上で議案第32号に係る質疑を終了いたします。建設部の皆さん、ありがとうございます。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。それでは、次に議案第35号市道路線の認定及び変更についての審査を行います。建設部の説明を求めます。はい、濱口建設部長。

○濱口建設部長 続きまして、議案第35号市道路線の認定及び変更についてご説明申し上げます。本案は、市道路線の認定基準を満たす市道「小童376号線」他18路線の市道認定及び変更をすることについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき市議会の議決を求めようとするものです。委員会提出資料の3番、提案内容の詳細などをご覧ください。

今回の市道認定及び変更は、全部で19路線、内訳は認定が9路線、変更が10路線です。初めに尾道松江線関連の11路線について説明します。尾道松江線は、平成27年3月22日に全線開通し、今年度には、全線開通10周年を迎え、昨年、11月4日には10周年記念イベントが開催されたところです。認定の主な理由は、歩道橋などの重要構造物の維持管理をするため、市道認定し国費や起債など有利な財源を活用できるようにするためです。市道認定の要件としては、三次市市道路線認定事務処理要綱第4条第1項第2号、国道または県道整備により新たに引き継ぎとなる道路で、市が管理することとなる公共用道路に該当する路線です。認定区間については、国から移管された区間のうち尾道松江線支援道路として、市が整備した区間を含んだ車両の通行が可能な区間で国県市道や農林道に接続した区間、接続はしていなくても、歩道橋などの重要構造物を含む移管区間も認定区間としています。このうち、既存の市道に接続するものは、新たな市道とせず既存の市道を延長し終点の変更としています。また、側道などの移管については、平成30年6月8日に中国横断自動車道尾道松江線建設に伴い施工した歩道橋、側道及び取り付け道路の管理移管に関する合意書を国土交通省と三次市で締結しています。本市が管理するのは、主な暗渠、地下排水路、横断ボックスの内空、歩道橋については躯体のすべてです。国土交通省からの移管については、本市だけでなく、広島県内の沿線市町にも同様の内容で、すでに移管されていると伺っています。甲奴町内の側道などは、令和4年3月末に国土交通省から本市に移管されています。移管にあたっては国土交通省と市が移管区間において、現地調査を行い条件整備のため一定の整備後に移管することとしていますが、平成30年7月豪雨災害の影響により、旧三次市や吉舎町、三良坂町など、甲奴町以外については、国土交通省の整備が進まず移管が進んでいない状況です。

当初、市内の全区間の移管が完了した後に市道認定を予定していましたが、移管が進まない状況の中で、甲奴町内の移管されている部分について、先行して議案を提出させていただきました。

次に、地元要望関連の認定1路線についてご説明いたします。市道敷名275号線は、隣接する市道照円寺線のバイパス部の整備による旧道であり、令和5年2月15日に地元常会から市道認定の要望があった路線です。幅員は4メートル、延長128メートル、最大勾配8%、3戸が連絡する道路で市道照円寺線に接続しています。今年度、個人名義の土地の相続が完了し、本市に寄付をいただき所有権移転登記が完了したことにより、要綱第3条第3項のその他市道の要件を満たすことから市道に認定しようとするものです。

最後に、道路台帳地番の修正関連の7路線について説明します。平成23年6月に市道再編成を行っていますが、その際の記載内容に誤りがあったことがわかったため、7路線について修正しようとするものです。今回の修正の発端は、市道田幸2号線の道路台帳図が現地から東側にずれていたことがわかったためです。これを受けて、その他の路線についても誤りがないか再確認した結果、6路線について、道路台帳図は正しい位置にあるものの認定地番が現地より現認定地番が現地の地番より大きく離れていることが判明しました。これらを現状に近い地番に修正するため、起終点の地番などを変更するものです。本議案の市道認定により路線数は9路線増加し、全体で3,628路線となり、延長は約3.8キロメートル増加し、1,879.6キロメートルとなります。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきご承認いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 ただいま議案に係る説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。横光委員。

○横光委員 尾道松江線関連先行してということでございましたが、今後、まだどんどん出てくるということで理解してよろしいですか。

○鈴木委員長 はい、行政土木課長。

○行政土木課長 はい、今回は移管をしております甲奴町内の側道について認定をさせていただくように考えてますけども、今後は側道整備、現地を確認しながら、吉舎町以北のところについても、現地を確認して移管を受けたところから、考えておりますのは町単位で移管を受けたところから市道認定をお願いしようというふうに考えております。

○鈴木委員長 他に質疑ありますか。小田副委員長。

○小田副委員長 仕方ないことなんだろうと思いつつも、ちょっと聞くんですけども、本来、市道認定の道路の条件としたときに、この尾道松江線関連で、受ける新規認定の場所で、幅員が2メートルというところが2ヶ所あるんですよね。市道導認定の条件としたら、これはバツだろうと思うんですが、これは国からの今回の条件的なものは、いろいろ様々なことがあってそうなんですよけども、ここは特例と受けてよろしいですか。

○鈴木委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 認定の基準としていますのは市道認定の事務処理要綱に基づいてでございますが、その中で、基準の特例ということで、国道または県道整備により新たに引き継ぎとなる道路で、市が管理することとなる公衆用道路については、特例として認定するように設けておりますので、その条項を適用させていただいて認定をお願いしてございます。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。他にないようですので、以上で議案第35号に係る質疑を

終了いたします。

建設部の皆さん、ありがとうございました。

(建設部退室)

○鈴木委員長 ここで一旦休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それではこれより議案4件の採決を行います。配付しています審査報告書に従って、議案を基に討論の後、採決といたします。

それでは、議案第30号三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第30号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号市道路線の認定及び変更について、討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に、付すべき意見や要望等について、自由に議論して参りたいと考えます。意見のある方挙手願います。竹田委員。

○竹田委員 私の方は、議案第32号手数料徴収条例について質問をさせていただきましたけれども、やはり周知というのが必要だというふうに思っていますので、そういったことに、是非とも、委員長報告の中で触れていただければありがたいと思っています。以上です。

○鈴木委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 はい、それでは、本委員会の委員長報告は、ただいま竹田委員から出ましたご意見も加えて、作成していきたいと思います。

なお、作成については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますのですが、これにご異議ありませんか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 正副委員長で調整の上、タブレットに掲載いたしますのでよろしくお願いいたします。

引き続き、所管事務調査を行います。説明員が入室しますので、しばらくお待ちください。

それでは、これより所管事務調査を行います。今回は、下水道施設の管理状況について調査を行います。建設部の説明を求めます。濱口建設部長。

○濱口建設部長 それでは、下水道施設の管理状況についてご説明申し上げます。所管事務調査資料をお開きください。1番、三次市下水道施設の概要ですが、本市の公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水における処理区は20処理区あり、ここの処理区に污水处理施設があります。内訳としては、公共下水道が2施設、特定環境保全公共下水道が5施設、農業集落排水が13施設あります。処理場及び処理区域は、資料の最終ページに添付をしています。また、三次都市計画下水道事業三次都市下水路で整備した雨水排水機場として、稲荷ポンプ場を尾関山ポンプ場、南畑敷ポンプ場の3施設があります。管路施設は、令和7年2月末現在で、管渠総延長457.1kmその他、自然流下での排水が困難な場所へマンホールポンプを設置し、圧送で汚水を送る施設が292ヶ所あります。管渠の内訳としましては、公共下水道が140.5km、特定環境保全公共下水道が94.8km、農業集落排水が221.8kmです。管渠総延長457.1kmの内訳ですが、50年以上経過したものが1.6km、25年から50年未満のものが160.3km、10年から25年未満のものが275.1km、10年未満のものが20.1kmとなっています。

次のページをお開きください。マンホールポンプ場292ヶ所の内訳は、公共下水道が48ヶ所、特定環境保全公共下水道が70ヶ所、農業集落排水が174ヶ所となっています。次に、2番の施設の管理について説明します。1の污水处理施設及び管路施設の維持管理は、許可業者へ業務委託を行っています。処理施設のうち、三次水質管理センターは、委託業者が常駐し、管理しており、その他の施設は施設ごとに異なりますが、週2日から4日の巡回による管理で適正な運転に努めています。

また、管理施設は月2回の巡回による点検を行い、機器の正常な運転を確保するため保守点検整備を行っています。2の下水道管路及びマンホールの管理は、下水道課で目視による管理、業務委託によるカメラ調査、過去に管の閉塞が起きた管路については管洗浄を実施しています。3の雨水排水機場の管理は危機管理課が所管しており、排水機場配備要員が排水ポンプの動作確認及び樋門点

検を5月から12月の間と2月に月1回設備を点検しています。

また、出水期前には専門業者へ主ポンプ原動機や自家発電機などの始業前点検を委託し、出水期に向けた機器の状態を確認し、稼働体制を確保しています。

次に、3番の施設の点検について説明をします。1のマンホールポンプ場、マンホールポンプからの圧送先マンホールについては、硫化水素が発生しやすいことから、腐食する恐れが大きい排水施設となっており5年に1回以上の点検が義務づけられています。本市では、令和元年度に点検を実施しており、早急な対応が必要な箇所はありませんでした。

2の下水道管路です。次のページをご覧ください。参考図を掲載していますが、国土交通省令で定められている腐食する恐れが大きい排水施設の内容です。下水道法施行規則第4条の4、公共下水道又は流下下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等として、排水施設は暗渠である構造の部分をも有する排水施設であって、コンクリートその他腐食しやすい材料で作られているものとされ、

1、下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所。

2、伏越室の壁、その他多量の硫化水素の発生により腐食の大きい箇所とされています。

本市の下水道管路においては、下水道法施行規則第4条の4に規定する腐食する恐れが大きい排水施設はありません。

次に、4番の埼玉県八潮市において発生した道路陥没を受けての本市の対応です。

令和7年1月28日に埼玉県八潮市において、下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没が起き、トラック1台が巻き込まれるとともに、約120万人に下水道の使用自粛が求められるなど大きな影響がありました。この事故を受け、令和7年1月31日に広島県土木建築局都市環境整備課より、下水道施設の維持管理の重要性を踏まえ、特に口径2,000mm以上の上下水道管路を管理している自治体は腐食などの施設の異常により道路陥没の恐れがないか。また、下水道法施行規則第4条の4に規定する腐食する恐れが大きい排水施設を管理している自治体も目視などによる緊急点検を実施検討するよう依頼がありました。本市の有する下水道管路の最大口径は1,200mmであり、先ほど説明しました下水道法施行規則第4条の4に規定する腐食の恐れが大きい排水施設はありません。

5番の今後の対応ですが下水道管路の耐用年数は50年とされる中、耐用年数を経過した本市の下水道管路布設延長は約1.6kmとなっており、そのうち約800mは管更生による改築工事を実施しています。改築未実施の管路施設においては、マンホール目視調査及び管理施設テレビカメラ調査による異常確認の実施を検討しています。また、腐食する恐れが大きい排水施設のマンホールについては、令和7年度に維持管理業者へ業務委託し点検を実施する予定としています。なお、令和7年度に行う点検結果を受け改築などの対策が必要と判断したマンホールについては、ストックマネジメント計画へ反映させ、計画的な改修工事を実施したいと考えています。下水道施設及び機器の更新時期については、耐用年数、経過年数及び修繕履歴を考慮し、維持管理業者への聞き取りも行った上で、機器の劣化状況などを把握し、更新が必要と判定した施設などについてもストックマネジメント計画へ位置付け施設の耐震化や機器の更新を行います。以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。それでは、質疑をお願いします。横光委員。

○横光委員 下水道管の耐用年数50年として1.6kmが問題があると、50年過ぎているということ

で、800mの管更生による改築工事を実施しているということですが、下水道を止めることができないと思うのですが、どのような方法によって改修するのですか。

○鈴木委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 こちらの方は、菅更生工法で行っております。中に詰め物を詰めるといいますか、そういった形で管の更生をするような工法になっております。

○鈴木委員長 横光委員。もうちょっとわかりやすくお願いします。菅の中へ何かもう1つボリを入れるような感じでやるわけですか。秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 下水道管に手を加えて元の良い状態に戻すという工事になりますが、こちらの方は管渠内面の被覆工を施す管路の更生工法を実施しております。ガラス繊維や有機質繊維などに樹脂を染み込ませた筒状の抗生剤を使用して、マンホールから下水道管内に反転して引き込みを行った方法で挿入して、その後管更生の内部から空気圧や水圧を利用して、既存の水道管の内面に密着させて、温水や蒸気など熱を使って硬化させることでの更生を行っております。

○鈴木委員長 はい、横光委員。

○横光委員 要するに流れてるわけで、止めないとできんよね。そこは、やっぱり一瞬でも止めて管の中で、そのところで止めて、この区間をやるというような格好でやるんですかね。どうなんですか。

○鈴木委員長 はい、近藤建設係長。

○近藤建設係長 管更生工事は、マンホール間での中へ通常の管を入れていきます。ですから、使用を制限をかけてその区間は一旦止めての施行という形で対応しております。

○鈴木委員長 横光委員。

○横光委員 水道管なら、よくわかるんですが、下水道管では難しいなというふうな思いがするんですが。やっぱり、それが、止めることができる下流域になれば下流域になるだけ、余計に入ってくることになりますよね。そこらを上手にできるんですかね。

○鈴木委員長 近藤建設係長。

○近藤建設係長 はい、ホール間で止めて、その間はバキューム車を待機させたりとか、そういった対策をとりながら、使用を制限かけたりとか、土のうで止めてですね、そこから汚水をバキューム車で汲み取ってという排水で対応しております。

○鈴木委員長 はい、小田副委員長

○小田副委員長 関連で聞きますけど1.6kmのうちの800mは管更生をやったというなら、その800m、マンホールからマンホールの間って、今説明されたと思ったんですけど、いうことは、800mを一気にしたのではなくて、そのマンホールとマンホール内での何mあるか知らないですけども、その間を何メートルかやって、この800mというのは、繋がってるんですか、それとも菅が違うところの路線の中で800mやっているのかということ。それで、資料の中で50年以上が1.6km、0.3%という形で今ありますよというふうに説明されましたけど、このうちの800mが進んでるということなんでしょうから、書き方としたら、この中のうちの800mは改修工事済みということなんですよ。資料的にはこれは済んでないように見えるけど、説明文では済んでるというふうに書いてある

んで、済んでいるというふうに理解すりゃいいんですよね。

○鈴木委員長 はい、秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 はい、先ほど委員申された、副委員長も申されたとおり800m分には管の更生工事を終了しております。

○鈴木委員長 近藤建設係長。

○近藤建設係長 さきほどの副委員長のご質問なんですが、今回の800mをした管更生工事は四拾貫町の生協団地内の管更生工事を施工しております。この団地内の800mの更生工事、四拾貫町の生協団地内の管につきましては、すべて管更生が終了しているということになっております。

○鈴木委員長 他にありますか。竹田委員。

○竹田委員 すいません。関連で残り800m、別の地域の800mが残っているという理解ですか。

○鈴木委員長 近藤建設係長。

○近藤建設係長 はい、残りの800mにつきましては、南畑敷町の生協団地内になります。こちらの生協団地内の造成は民間でされていて、それを譲渡を受ける形になっております。それが昭和40年代の管路になりますから、耐用年数が50年過ぎているということになります。

○鈴木委員長 掛田委員。

○掛田委員 はい、説明ありがとうございました。このインフラの老朽化というのは非常に悩ましいところがありまして、なかなか出口が見えないところもあると思うんです、今の話の続きになろうかと思うんですけど、25年から50年未満のキロ数が、160.3kmというふうに非常に多くなってきたわけですね。つまり、50年以上というのが1つのある主、指標ということで考えるならば、次の予備軍が差し迫ってきてるわけですね。ですから、例えば、この25年から50年は、かなりこう幅広なんですけども、45年から50年近くっていうところで言うとどれぐらいの距離数というふうになるのか。今の状況に対応していかなきゃいけないところもあるんですが、次の段階をもう見据えて、いろいろ取組をしていくことも考えられるかなということで質問させていただきます。

わかりますか。ざっくりでいいのですが。

○鈴木委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 45年から50年でいきますと、約1.8kmぐらいになろうかと思います。

○鈴木委員長 掛田委員。

○掛田委員 先ほど昭和40年代っていうところも出てきたんですけど、かなり老朽化しているところにつきましては、昭和40年とか50年で、割と今の状況を考えるならば、若いというか、年齢的にはまだどういうんですか。この160.3kmの中での割合を考えたときには、まだ50年というところまでは、届かないような、そういうような構成というか割合になるような形でとらえていいんでしょうか。

○鈴木委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 はい、先ほど近藤係長の方が申しましたように移管をしたものが、50年以上経っているということで、うちの施設の方は約1991年ぐらいからが、だんだん管理の方が増えております。



○鈴木委員長 他にありますか。小田副委員長。

○小田副委員長 うちは、八潮市みたいに2mを超える管はないということだったんですけど、市内では、最大口径が1m20cm、1,200mmがあるというふうに考えてます。これ何mぐらいあるんですか。

○鈴木委員長 はい、秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 最大口径の1,200mmのものが、延長816.4mございます。

○鈴木委員長 はい、小田副委員長。

○小田副委員長 これは何年ぐらい経過してます。

○鈴木委員長 近藤建設係長。

○近藤建設係長 はい、概ね20年の経過になっております。

○鈴木委員長 他にありませんか。竹田委員。

○竹田委員 一定の基準ということで、国から示されて50年だったり、その管の基礎だったりということで、計算とかされると思うんですけど、結局、埼玉の件にしても50年経っていない中で、事故が起こってしまったということで、50年という基準がありながらも、今の三次市の下水、上水もそうかもしれませんが、下水にとって改めて50年経ってないのに、大きな事故が起こった。じゃあ三次市で、今の状況で100%予見はできないにしても、事故の危険性というか、そういったものの割合というのはどういうふうに担当課として思われているのかが1つと。そして、その残り800mは先ほど南畑敷とお聞きしましたが、具体的に50年経ってるので、この資料には、詳細に何年にやりますとか、修繕の記載がないですけども、今後の見通しというのがあれば教えていただければと思います。

○鈴木委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 すいません。危険度の割合というのは、なかなかお示しすることはできないかというふうに思っております。先ほどの800mの50年以上経過してるものにつきましては、また、近いうちにですね管内のテレビカメラの調査であるとか、そういったところの空洞調査を実施していきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 近藤建設係長。

○近藤建設係長 はい、先ほど竹田委員の質問なんですけど、埼玉の事故は耐用年数50年経過していないところです。本市で耐用年数経過しているのは1.6kmと説明をさせていただいたんですが、やはりいつどのような状態でそういった陥没事故が起こるっていうのは、予想できないところもありますので、マンホールの点検につきましては、令和7年度で腐食するおそれが大きい排水施設として点検をさせていただいて、緊急度のランク付けをさせていただこうというふうに考えております。管路につきましても、やはり主要な幹線が集まるところの管路とか、重要な管渠については、やはり重要施設という認識を持っていますので、こちらにつきましては、耐用年数を経過していませんけど、概ね2分の1の25年以上経過しているものとか、そういったものは、カメラ調査による異常確認を実施していく検討をしていきたいと考えております。

○鈴木委員長 竹田委員。

○竹田委員 お金とか手間とか、人のことについてもかかると思うんですけども、是非とも住民の方の生活も関わりますので、しっかりとした点検等についてお願いできればと思います。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。はい、横光委員。

○横光委員 硫化水素で管が腐食すると資料に書いてあるんですが、一般家庭或いは、工場等々でも流してはいけないっていうのがあるのか。もしあるのなら、皆さんに啓発文書を出すべきだろうというふうな思いがあるんですが腐って腐食してから後、硫化水素が発生していくのか。どちらに大きな原因があるのでしょうか。

○鈴木委員長 近藤建設係長。

○近藤建設係長 はい、一般的に何かを流したら硫化水素が発生しやすいということではなくて、やはり普通の雑排水を流すことによって、そこに溜まったりしたときには硫化水素が発生しやすくなるということもあります。

ただ、1つ言われてるのが病院等とか、あと透析をされている機関から排出される排水を流されるというのは、硫化水素が発生しやすいというふうに言われております。

○鈴木委員長 横光委員。

○横光委員 急勾配のところですよ。例えば、三和町の敷名市から三和支所へ上がるところ、急勾配ところへマンホールがおりていますよね。そのマンホールのところへ溜まるということは、ほとんどないだろうとは思いますが、書いてありますから、コンクリトを作っておりますから、そこで、硫化水素が発生することは考えられますか。

○鈴木委員長 近藤建設係長。

○近藤建設係長 はい、やはり流速の早いところというのが、硫化水素が発生しやすいというところになって設計の基準の中でも、やはりある程度の一定の流速を考慮しての設計をさせていただいております。マンホールにつきましても、段差があっても、そこは一旦落ちてそのまま自然流下でそのまま流れるという仕組みになってますのでそこへ溜まるということは、ないので硫化水素がそこで発生するということは考えにくいかと思います。

○鈴木委員長 他にありませんか。小田副委員長

○小田副委員長 勉強不足で申しわけないんで、教えて欲しいんですけども、公共下水道、農業集落排水はわかるんですけども、特定環境保全公共下水道というのは、どういったものなのかというの教えて欲しいんですが、それと同時に、マンホールポンプ場の方が292ヶ所の中で、その特定環境保全公共下水道70ヶ所と中で、先ほどの言った5施設っていうふうにあるんですけども、その中に先ほど言ったマンホールこれ三次処理区っていうのが1ヶ所と出ているんですけど、これ三次っていうのが先ほどの5施設の中にないんですよね。となると、この特定環境保全公共下水道三次処理区1ヶ所というのはこれどこへ流すのですか。

○鈴木委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 まず、特定環境保全公共下水道のことにつきましてですが、これは公共下水道のうち主に市街化区域以外で整備されて、農村、漁村と生活環境の改善を図るための下水道という形になっております。

○鈴木委員長 濱口建設部長。

○濱口建設部長 市街化区域は、三次市で言いましたら用途地域を指します。用途地域以外で整備した都市計画で定めてる用途地域以外で、整備した下水道が特定環境保全下水道になります。

○鈴木委員長 小田副委員長。

○小田副委員長 都市計画税のエリアから、外れているところってということですか。

○鈴木委員長 濱口建設部長。

○濱口建設部長 はい、おっしゃる通りです。用途地域に対して、都市計画税がかかっておりますので、都市計画税がかかっていない地域ということでも言えます。

○鈴木委員長 小田副委員長。

○小田副委員長 三次処理区の1ヶ所が外れている部分、これはどこへ流しとるんかというのはどうですか。

○鈴木委員長 近藤建設係長。

○近藤建設係長 はい、三次処理区の特定環境保全下水道のマンホールポンプにつきましては、新しく建てました学校給食調理場からの排水を国道へおろしてそこから四拾貫の上流ですね、もとの京セラとか、ガソリンスタンドがあるところまでを圧送で送っているところが、特定環境保全下水道での整備したマンホールポンプになります。

○鈴木委員長 はい、掛田委員。

○掛田委員 すいません。もう一度質問があるんですが、すでに回答されてることもあったかと思えますけども、5の今後の対応のところなんです、竹田委員の発言の中にも、今後の方向性という話もあったと思うんですが、令和7年度に法改正で5年に1回の点検が義務化されたということで、令和7年度っていう話になったと思うんですが、この点検結果を受け改築等の対策が必要とされ判定されたマンホールは、このストックマネジメント計画へ反映させ計画的な改修工事を実施したいと考えていますという方向性があるんですよ。

これ少しちょっと具体的にどういうことなんだろうかっていうのをお話していただければと思います。

○鈴木委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 すいません点検結果を受けましてその優先順位といいますか、すべていっぺんにできるということでございませんで、点検結果を受けまして、その優先順位といいますか、すべていっぺんにできるということでございませんで、そちらの方を順位付けをさせていただいて、順次、回収できるものは解消していくという形になっております。そちらの方がストックマネジメント計画という形になろうかと思えます。

○鈴木委員長 他に質疑ありませんか。細美委員。

○細美委員 ちょっと1点教えてください。これ管路ということで維持管理、点検とかされてるんですけども、今、空洞化ってところでの調査を多分してたと思うんですけども、それを今も続けているのかどうか教えてください。

○鈴木委員長 はい、近藤建設係長。

○近藤建設係長 細美委員のご質問なんですけど、空洞化調査というのは南畑敷町から国道183号の上原の交差点までの間を推進工事を実施しております。その中で、陥没箇所が数ヶ所起こりました。陥没の緊急修繕を行い、この道路というのは、所管が北部建設事務所になっており、協議の結果、空洞、空隙が終息を迎えるまでは調査をするということで事業の方を実施しております。空洞調査を令和2年までして、空洞空隙がないという確認が取れましたので、令和4年に舗装の本復旧工事を施工して、すべて、そこはもう空洞化がないということでの対応を図っております。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。私の方から、三次市においては、しっかりと法令を遵守して、点検、方針等やったださってというのが説明、また、ただいまの答弁でわかりにくい部分まで丁寧に答えていただいてありがとうございました。どうぞ、今後とも市民の生活を守るためにも、生命財産を守るためにもしっかりとご尽力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で所管事務調査を終了いたします。建設部の皆さん、ありがとうございました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査及び所管事務調査はすべて終了いたしました。

皆さん、お疲れ様でした。

午前11時40分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月5日

産業建設常任委員会

委員長 鈴木 深由希